改正 昭和五六年 三月二七日条例第二八号 昭和五六年一二月二三日条例第四八号 昭和五九年 三月二八日条例第一九号 昭和六〇年一二月二三日条例第三九号 昭和六一年 七月二一日条例第三四号 昭和六二年一二月二三日条例第五三号 平成 元年 三月二七日条例第三〇号 平成 三年一二月二四日条例第五〇号 平成 九年 三月二四日条例第一号 平成一〇年 三月二五日条例第二六号 平成一二年 三月二八日条例第二号 平成一二年一〇月一三日条例第六五号 平成一四年 三月二六日条例第三九号 平成一五年 七月 八日条例第五四号 平成一六年一二月二一日条例第六三号 平成一六年一二月二一日条例第六五号 平成一七年 三月二二日条例第二号 平成一七年 七月 八日条例第五一号 平成一八年 三月二八日条例第三六号 平成一九年一〇月一六日条例第五〇号 平成二一年一〇月一六日条例第四一号 平成二一年一二月一八日条例第五八号 平成二三年 三月二二日条例第二七号 平成二八年 三月二九日条例第三三号

昭和五六年一〇月二一日条例第三九号 昭和五八年 三月二五日条例第一九号 昭和五九年一二月二四日条例第四三号 昭和六一年 三月二六日条例第二〇号 昭和六二年 三月二七日条例第二四号 昭和六三年 三月二八日条例第二三号 平成 二年 三月二八日条例第一九号 平成 八年 三月二二日条例第一八号 平成 九年 三月二四日条例第二六号 平成一一年一〇月 八日条例第五四号 平成一二年 三月二八日条例第四四号 平成一三年 三月二七日条例第三四号 平成一五年 三月二五日条例第七号 平成一六年一〇月 八日条例第五一号 平成一六年一二月二一日条例第六四号 平成一七年 三月二二日条例第一号 平成一七年 三月二二日条例第三八号 平成一七年一二月二〇日条例第九七号 平成一九年 三月二三日条例第三四号 平成二一年 三月二七日条例第七号 平成二一年一○月一六日条例第四二号 平成二二年一二月一七日条例第四一号 平成二六年 三月二八日条例第七号 平成三一年 三月二二日条例第四号

愛知県公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

愛知県公営企業の設置等に関する条例

(公営企業の設置)

- 第一条 県民生活の向上と産業の振興を図るため、次に掲げる事業(以下「公営企業」という。)を 設置する。
  - 一 水道事業
  - 二 工業用水道事業
  - 三 用地造成事業
    - 一部改正〔平成二三年条例二七号〕

(法の適用)

- 第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の規定に基づき、用地造成事業に法の規定の全部を適用する。
  - 一部改正 [平成二三年条例二七号]

(経営の基本)

- 第三条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 水道事業の給水対象及び一日最大給水量は、別表第一のとおりとする。
- 3 工業用水道事業の給水区域及び一日給水能力は、別表第二のとおりとする。
- 4 用地造成事業の計画年次及び造成面積は、別表第三のとおりとする。
  - 一部改正〔平成二三年条例二七号〕

(組織)

- 第四条 法第七条ただし書の規定に基づき、第一条に掲げる事業を通じて管理者一人を置く。
- 2 前項の管理者の職名は、企業庁長とする。
- 3 法第十四条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業庁を置く。 (重要な資産の取得及び処分)
- 第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の 取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その 適正な見積価額)が七千万円(用地造成事業で行う土地の買入れに関しては、三億円)以上の不動 産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平 方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とす る。
  - 一部改正〔昭和六一年条例三四号・平成二三年二七号〕

(給与)

第六条 法第三十八条第四項の規定により条例で定めなければならない企業職員の給与の種類及び基準は、別に条例で定める。

(業務状況説明書類の提出)

- 第七条 管理者は、公営企業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
  - 一 事業の概況
  - 二 経理の状況
  - 三 前二号に掲げるもののほか、公営企業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(水道料金)

- 第八条 水道料金は、基本料金、調整基本料金、使用料金及び消費税・地方消費税分加算料金とし、 次に定めるところにより計算した額を徴収する。
  - 一 基本料金 給水の承認を受けた各年度における一日当たりの給水量(以下「承認基本給水量」 という。)について、次に掲げる水量の区分に応じ、一立方メートル当たりそれぞれ次に定める 金額を乗じて得た額の合計額
    - イ 承認基本給水量のうち、基礎水量(給水の承認を受けた者の給水人口数に〇・二立方メートルを乗じて得た水量に、その者の配水量に占める県水道事業の給水量の割合に応じて管理者が定める率を乗じて得た水量をいう。以下同じ。)については、年額一万八百円
    - ロ 承認基本給水量のうち、基礎水量を超える水量については、年額一万五千三百六十円
  - 二 調整基本料金 承認基本給水量を超えて給水した一日当たりの給水量のうち最大のものにつき、 その超えた水量(以下「超過水量」という。)について、次に掲げる水量の区分に応じ、一立方 メートル当たりそれぞれ次に定める金額を乗じて得た額の合計額
    - イ 超過水量のうち、承認基本給水量の十分の一以下の水量については、年額一万五千三百六十 円
  - ロ 超過水量のうち、承認基本給水量の十分の一を超える水量については、年額三万七百二十円 三 使用料金 現に給水した水量について、一立方メートル当たり二十六円を乗じて得た額
  - 四 消費税・地方消費税分加算料金 基本料金、調整基本料金及び使用料金の額の合計額について、 当該合計額に百分の十を乗じて得た額
- 2 承認基本給水量を超えて給水した日が年度間において十日以内であり、かつ、超過水量が承認基本給水量の十分の一以下の場合においては、前項第二号の規定は、適用しない。

- 3 給水を開始する日が年度の中途である場合における当該年度の基本料金及び調整基本料金の額は、 第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の十二分の一に相当する額にその日の属 する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額とする。
- 4 基本料金は月割により毎月、調整基本料金は基本料金の三月分に併せて徴収し、使用料金は、月別に、前月の定例測定日からその月の定例測定日までに給水した水量についてその月分として徴収し、消費税・地方消費税分加算料金は毎月分の基本料金、調整基本料金及び使用料金の合計額についてこれらの料金の徴収に併せて徴収する。
  - 一部改正 [昭和五六年条例四八号・平成元年三〇号・九年一号・一二年四四号・二六年七号・三一年四号]

(工業用水道料金)

- 第九条 工業用水道料金は、基本料金、超過料金及び消費税・地方消費税分加算料金とし、月別に、 次に定めるところにより計算した額の合計額を徴収する。
  - 一 基本料金 給水の承認を受けた一時間当たりの受水量(以下この条において「承認基本受水量」という。)に二十四を乗じ、更にその月の日数を乗じて得た水量について、別表第四工業用水道の区分欄に掲げる工業用水道の区分に応じ、一立方メートル当たりそれぞれ同表基本料金欄に定める金額を乗じて得た額
  - 二 超過料金 現に受水したその月の水量のうち、承認基本受水量を基礎とする平均瞬間受水量を 超えて受水した部分について、別表第四工業用水道の区分欄に掲げる工業用水道の区分に応じ、 一立方メートル当たりそれぞれ同表超過料金欄に定める金額を乗じて得た額
  - 三 消費税・地方消費税分加算料金 基本料金及び超過料金の額の合計額について、当該合計額に 百分の十を乗じて得た額
- 2 給水の承認を受けた者が引き続き六月以上の期間にわたり受水を休止する旨届け出て受水を休止 した場合においては、承認基本受水量に二十四を乗じ、更にその月に属する休止期間中の日数を乗 じて得た水量について、一立方メートル当たり二円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額を 減額する。
- 3 災害による工業用水道施設の損壊、工業用水道施設に関する工事の施行その他給水上やむを得ない事情又は県民の生活環境の保全等に関する条例(平成十五年愛知県条例第七号)第百三条の規定に基づく知事の要請により給水を停止し、又は制限した場合においては、次に定めるところにより計算した額を減額する。
  - 一 給水を停止した場合 承認基本受水量に給水を停止した時間数を乗じて得た水量について、別表第四工業用水道の区分欄に掲げる工業用水道の区分に応じ、一立方メートル当たりそれぞれ同表基本料金欄に定める金額を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額
  - 二 給水を制限した場合 承認基本受水量に給水を制限した時間数を乗じて得た水量からその時間 内に現に受水した水量を差し引いた水量について、別表第四工業用水道の区分欄に掲げる工業用 水道の区分に応じ、一立方メートル当たりそれぞれ同表基本料金欄に定める金額を乗じて得た額 に百分の百十を乗じて得た額
    - 一部改正〔平成元年条例三○号・九年一号・一五年七号・二六年七号・三一年四号〕 (水道料金等の減免及び徴収猶予)
- 第十条 管理者は、災害その他特別の理由がある者に対しては、水道料金及び工業用水道料金(以下「水道料金等」という。)の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。 (延滞金)
- 第十一条 水道料金等を納期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額(千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。)に当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合(閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 2 前項に規定する延滞金の減免については、前条の規定を準用する。
- 第十二条 詐欺その他不正の行為により水道料金等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)

以下の過料を科する。

一部改正「平成一二年条例二号〕

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(給与に関する経過措置)

2 法第三十八条第四項の規定により条例で定めなければならない企業職員の給与の種類及び基準は、第六条の条例が制定されるまでの間、一般職の職員の例による。

(条例の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
  - 一 愛知県水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和四十一年愛知県条例第三十五号)
  - 二 愛知県内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業の設置等に関する条例(昭和四十四年愛知県条 例第十号)

(経過措置)

4 この条例施行の際、現に旧愛知県水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例に基づき設置されている水道事業及び工業用水道事業並びに旧愛知県内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業の設置等に関する条例に基づき設置されている内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業は、この条例に基づく事業として、同一性をもつて存続するものとする。

(地方公営企業管埋者給与条例の一部改正)

5 地方公営企業管理者給与条例(昭和四十四年愛知県条例第二号)の一部を次のように改正する。 附則第二項中「愛知県水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和四十一年愛知県 条例第三十五号)附則第三項及び愛知県内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業の設置等に関する 条例(昭和四十四年愛知県条例第十号)附則第二項」を「愛知県公営企業の設置等に関する条例(昭和五十五年愛知県条例第三号)附則第二項」に改める。

附 則(昭和五十六年三月二十七日条例第二十八号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十六年十月二十一日条例第三十九号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十六年十二月二十三日条例第四十八号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定及び次項から第四項までの規定は、同年六月一日から施行する。

(昭和五十七年度の水道の基本料金及び調整基本料金の額)

2 昭和五十七年度の水道の基本料金及び調整基本料金の額は、改正後の愛知県公営企業の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第八条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、改正前の愛知県公営企業の設置等に関する条例第八条第一項第一号及び第二号の規定により計算した額の六分の一に相当する額に新条例第八条第一項第一号及び第二号の規定により計算した額の六分の五に相当する額を合算して得た額とする。

(昭和五十七年度の水道の基本料金の徴収)

3 昭和五十七年六月から昭和五十八年三月までにおける水道の基本料金の徴収については、新条例 第八条第四項の規定にかかわらず、新条例第八条第一項第一号の規定により計算した額の十二分の 一に相当する額を毎月徴収する。

(水道料金の規定の適用)

4 新条例第八条第一項の規定の適用については、昭和五十七年度及び昭和五十八年度に限り、同項 第一号中「八千四十円」とあるのは「七千四百四十円」と、「一万千二百八十円」とあるのは「一 万三百二十円」と、同項第二号中「一万千二百八十円」とあるのは「一万三百二十円」と、「二万 二千五百六十円」とあるのは「二万六百四十円」と、同項第三号中「二十四円」とあるのは「二十 二円」とする。

附 則(昭和五十八年三月二十五日条例第十九号)

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月二十八日条例第十九号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年十二月二十四日条例第四十三号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和六十年七月規則第五十四号で、同六十年八月一日から施行)

附 則(昭和六十年十二月二十三日条例第三十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月二十六日条例第二十号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年七月二十一日条例第三十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十二年三月二十七日条例第二十四号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十二年十二月二十三日条例第五十三号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年三月二十八日条例第二十三号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年三月二十七日条例第三十号)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して給水を受けている者に係る平成元年四月分の水道料金及び工業用水道料金については、改正後の愛知県公営企業の設置等に関する条例第八条及び第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成二年三月二十八日条例第十九号)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中「春日村」を「春日町」に改める部分は、西春日井郡春日村を西春日井郡春日町とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成三年十二月二十四日条例第五十号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年三月二十二日条例第十八号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月二十四日条例第一号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。(後略)

(愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日前から継続して給水を受けている者に係る平成九年四月分の水道料金及び工業用水道料金 については、第二十二条による改正後の愛知県公営企業の設置等に関する条例第八条及び第九条の 規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成九年三月二十四日条例第二十六号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十年三月二十五日条例第二十六号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年十月八日条例第五十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十八日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十八日条例第四十四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第八条第一項第一号から第三号までの 改正規定及び次項から附則第五項までの規定は、同年六月一日から施行する。

(平成十二年度分及び平成十三年度分の水道料金の額の特例)

- 2 改正後の愛知県公営企業の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第八条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、平成十二年度分及び平成十三年度分に限り、同項第一号イ中「一万八百円」とあるのは「九千三百六十円」と、同号ロ中「一万五千三百六十円」とあるのは「一万三千二百円」と、同号ロ中「三万七百二十円」とあるのは「二万六千四百円」とする。
- 3 新条例第八条第一項第三号の規定の適用については、平成十二年六月一日から平成十四年三月三十一日までの間に限り、同号中「二十六円」とあるのは「二十五円」とする。

(平成十二年度分の水道の基本料金及び調整基本料金の額)

4 平成十二年度分の水道の基本料金及び調整基本料金の額は、新条例第八条第一項第一号及び第二号並びに附則第二項の規定にかかわらず、改正前の愛知県公営企業の設置等に関する条例第八条第一項第一号及び第二号の規定により計算した額の六分の一に相当する額に、附則第二項の規定により読み替えて適用される新条例第八条第一項第一号及び第二号の規定により計算した額の六分の五に相当する額を合算して得た額とする。

(平成十二年度分の水道の基本料金の徴収)

5 平成十二年六月から平成十三年三月までの月分の水道の基本料金の徴収については、新条例第八条第四項の規定にかかわらず、附則第二項の規定により読み替えて適用される新条例第八条第一項 第一号の規定により計算した額の十二分の一に相当する額を毎月徴収する。

附 則(平成十二年十月十三日条例第六十五号)

この条例は、平成十二年十二月一日から施行する。

附 則(平成十三年三月二十七日条例第三十四号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十六日条例第三十九号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年三月二十五日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。(後略)

附 則(平成十五年七月八日条例第五十四号抄)

1 この条例は、渥美郡赤羽根町を廃し、その区域を同郡田原町に編入する処分及び渥美郡田原町を 田原市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成十六年十月八日条例第五十一号抄)

1 この条例は、中島郡祖父江町及び同郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する処分が効力を 生ずる日から施行する。

附 則(平成十六年十二月二十一日条例第六十三号抄)

1 この条例は、尾西市及び葉栗郡木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成十六年十二月二十一日条例第六十四号抄)

1 この条例は、海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村及び同郡佐織町を廃し、その区域をもって 愛西市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成十六年十二月二十一日条例第六十五号抄)

1 この条例は、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町及び同郡稲 武町を廃し、その区域を豊田市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十二日条例第一号抄)

1 この条例は、渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十二日条例第二号抄)

1 この条例は、西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町及び同郡新川町を廃し、その区域をもって清須 市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。 附 則(平成十七年三月二十二日条例第三十八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年七月八日条例第五十一号抄)

1 この条例は、宝飯郡一宮町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成十七年十二月二十日条例第九十七号抄)

1 この条例は、海部郡十四山村を廃し、その区域を同郡弥富町に編入する処分及び海部郡弥富町を 弥富市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成十八年三月二十八日条例第三十六号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中「、清須市」を削る部分は同年六月一日から、「西春日井郡東部水道企業団」を「北名古屋水道企業団」に改める部分は公布の日から施行する。

附 則(平成十九年三月二十三日条例第三十四号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年十月十六日条例第五十号抄)

1 この条例は、宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成二十一年三月二十七日条例第七号抄)

1 この条例は、西春日井郡春日町を廃し、その区域を清須市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成二十一年十月十六日条例第四十一号抄)

1 この条例は、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施 行する。

附 則(平成二十一年十月十六日条例第四十二号抄)

1 この条例は、西加茂郡みよし町となる西加茂郡三好町をみよし市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成二十一年十二月十八日条例第五十八号抄)

1 この条例は、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成二十二年十二月十七日条例第四十一号抄)

1 この条例は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成二十三年三月二十二日条例第二十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(愛知県職員定数条例の一部改正)

2 愛知県職員定数条例(昭和二十四年愛知県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成二十六年三月二十八日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。(後略)

(愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日前から継続して給水を受けている者に係る平成二十六年四月分の水道料金については、第二十八条の規定による改正後の愛知県公営企業の設置等に関する条例第八条の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成二十八年三月二十九日条例第三十三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三十一年三月二十二日条例第四号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。(後略)

(愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前から継続して給水を受けている者に係る平成三十一年十月分の水道料金については、第二十六条の規定による改正後の愛知県公営企業の設置等に関する条例第八条の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

別表第一(第三条関係)

給水対象	一日最大給水量	
豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、愛西市、清須市、あま市、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、愛知中部水道企業団、北名古屋水道企業団、丹羽広域事務組合及び海部南部水道企業団	一、七四〇、〇〇〇立方メ ートル	

一部改正〔昭和五六年条例二八号・三九号・五九年一九号・平成二年一九号・九年二六号・ 一一年五四号・一二年四四号・六五号・一三年三四号・一四年三九号・一五年五四号・一 六年五一号・六三号・六四号・六五号・一七年一号・二号・五一号・一八年三六号・一九 年三四号・五〇号・二一年七号・四一号・五八号・二二年四一号〕

別表第二(第三条関係)

給水区域	一日給水能力
名古屋市港区のうち堀川以東の区域、名古屋市南区のうち東海旅	
客鉄道株式会社東海道本線以西の区域、豊橋市の区域、岡崎市の	
うち矢作川以東で一般国道一号以南及び矢作川以西の区域、一宮	
市及び半田市の区域、豊川市の区域(宝飯郡音羽町及び同郡御津	
町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日の	
前日における旧御津町の区域に限る。)、津島市、碧南市及び刈	
谷市の区域、豊田市の区域(西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加	
茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町及び同郡稲武町を廃し、その	
区域を豊田市に編入する処分が効力を生ずる日の前日における豊	
田市の区域に限る。)、安城市の区域、西尾市の区域(幡豆郡一	一、七九〇、〇〇〇立方メ
色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編	ートル
入する処分が効力を生ずる日の前日における西尾市及び旧吉良町	
の区域に限る。)、蒲郡市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、	
知多市及び高浜市の区域、田原市の区域(渥美郡赤羽根町を廃し、	
その区域を同郡田原町に編入する処分が効力を生ずる日の前日に	
おける旧田原町の区域に限る。)、愛西市の区域、清須市の区域	
(西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町及び同郡新川町を廃し、そ	
の区域をもつて清須市を設置する処分が効力を生ずる日の前日に	
おける旧清洲町の区域に限る。) 並びに弥富市、みよし市、あま	
市、海部郡、知多郡阿久比町、東浦町及び武豊町並びに額田郡幸	
田町の区域	

一部改正〔昭和五八年条例一九号・六〇年三九号・六二年二四号・五三号・平成九年二六号・一五年五四号・一六年五一号・六三号・六四号・一七年二号・三八号・九七号・一九年五〇号・二一年四二号・五八号・二二年四一号〕

別表第三(第三条関係)

計画年次	造成面積
平成二十八年度から平成三十七年度まで	一二、〇〇〇、〇〇〇平方メートル

## 全部改正〔平成二八年条例三三号〕

別表第四(第九条関係)

工美	業用水道の区分	基本料金 (単位円)	超過料金 (単位円)
愛知用水工業用水道	第一期事業、第二期事業及び第三 期事業	二六・五	五九
	第四期事業	二九・五	五九
西三河工業用水道		=======================================	六四
東三河工業用水道	第一期事業	二七	六四
	第二期事業	=======================================	六四
尾張工業用水道		三〇	六〇

一部改正〔昭和五六年条例四八号・五九年四三号・六二年五三号・平成三年五〇号・九年 二六号・一二年四四号〕